(調査基準価格)

第3条 調査基準価格は、契約ごとに定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

行

- 2 前項の割合は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に 100分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、 当該割合が 10分の9を超える場合にあっては 10分の9とし、10分の7に満たない場合にあっては 10分の7とする。
 - (1) 公共建築工事積算基準に基づき予定価格を算出した建築工事(電気設備工事,機械設備工事及び外構工事を含む。) 次に掲げる額の合計額
 - ア 直接工事費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額に 100 分の 95 を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費の額に直接工事費の額の 100 分の 10 の額を加えた額に 100 分の 90 を乗じて得た額
 - エ 一般管理費の額に 100 分の 55 を乗じて得た額
 - (2) 公共建築工事積算基準に基づき予定価格を算出した昇降機設備工事その

(調査基準価格)

第3条 調査基準価格は、契約ごとに定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

改正

- 2 前項の割合は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に 100分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、 当該割合が 10分の 9を超える場合にあっては 10分の 9とし, 10分の 7に満たない場合にあっては 10分の 7とする。
 - (1) 公共建築工事積算基準に基づき予定価格を算出した建築工事(電気設備工事,機械設備工事及び外構工事を含む。) 次に掲げる額の合計額
 - ア 直接工事費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額に 100 分の 95 を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費の額に直接工事費の額の 100 分の 10 の額を加えた額に 100 分の 90 を乗じて得た額
 - エ 一般管理費の額に100分の68を乗じて得た額
 - (2) 公共建築工事積算基準に基づき予定価格を算出した昇降機設備工事その

他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事 次に掲げる額の合計 額

- ア 直接工事費の額に 100 分の 80 を乗じて得た額に 100 分の 95 を乗じて得た額 た額
- イ 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に直接工事費の額の 100 分の 20 の額を加えた額に 100 分の 90 を乗じて得た額
- エ 一般管理費の額に100分の55を乗じて得た額
- (3) 公共建築工事積算基準に基づき予定価格を算出した工事以外の工事 次に掲げる額の合計額
 - ア 直接工事費の額に100分の95を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額
 - エ 一般管理費の額に100分の55を乗じて得た額

3 (略)

他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事 次に掲げる額の合計 額

- ア 直接工事費の額に 100 分の 80 を乗じて得た額に 100 分の 95 を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に直接工事費の額の 100 分の 20 の額を加えた額に 100 分の 90 を乗じて得た額
- エ 一般管理費の額に100分の68を乗じて得た額
- (3) 公共建築工事積算基準に基づき予定価格を算出した工事以外の工事 次に掲げる額の合計額
 - ア 直接工事費の額に100分の95を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額
 - エ 一般管理費の額に 100 分の 68 を乗じて得た額

3 (略)

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年12月1日から施行する。 (経過措置)

2 改正後の第3条の規定は、令和5年1月1日以後に入札の公告又は請負業者
の指名をする入札に係る低入札価格調査等について適用し,同日前に入札の公
告又は請負業者の指名をする入札に係る低入札価格調査等については, なお従
前の例による。